

清掃とリサイクル事業の概要

現 状

清掃事業が平成 12 年に東京都から各区に移管されたことにより、東京 23 区では、ごみの収集・運搬やリサイクル事業を各区が、ごみの中間処理（焼却や破碎など）を東京二十三区清掃一部事務組合が、最終処分（埋立）場の運営・管理を東京都がそれぞれ分担しています。

ごみ量、資源量の推移

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
可燃ごみ (t)	119,473	125,570	131,196	129,628	129,580
不燃ごみ (t)	34,194	19,261	6,817	6,762	6,393
粗大ごみ (t)	5,314	4,369	4,169	4,602	4,632
資源 (t)	40,654	41,086	44,678	44,621	45,279
一人あたりごみ量(kg)	228.0	212.3	201.3	199.3	198.6

※ごみには、持込ごみは含まれていない

今後の課題

(1) ごみの分別の徹底と資源化

平成 23 年度の資源・ごみ排出実態調査では、可燃ごみ、不燃ごみの中に分別すれば資源となるものがそれぞれ 20.1%、18.5%含まれています。分別の徹底を図っていくとともに排出しやすい資源回収システムの検討が必要です。

(2) 家庭ごみの有料化

国は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 13 年環境省告示第 34 号）」を平成 17 年 5 月に改正し、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、負担の公平化、住民の意識改革を進めるため、ごみの有料化の推進を図るべきなどのことを盛り込みました。さらに、平成 22 年 12 月の改正においては、循環型社会への転換をさらに進め、低炭素社会との統合の観点にも配慮して取り組むことが必要としています。

区は、第 6 期練馬区循環型社会推進会議(平成 22 年 7 月～平成 24 年 6 月)に「リサイクル・清掃事業の効率化と負担のあり方について」を諮問し、家庭ごみの有料化を導入すべき時期に来ているとの答申を受けました。

この答申を踏まえ、今後、区として家庭ごみの有料化を検討することになります。その際には、区民の理解・協力を得られるように説明会を開催することや、他区との調整を図ることも必要となりますが、ごみの有料化については、ごみの発生抑制と区

民負担の二面があることから、今後十分に検討する必要があります。

清掃とリサイクル事業の主な取り組み

《ごみの発生を抑制する》

(1) 普及啓発事業

清掃事務所で行っている啓発事業の一例として、ふれあい指導、青空集会、大規模建築物に対しての排出指導などがあります。

区内に3館あるリサイクルセンターで行っている事業として、手作り教室の開催と生活用品の修理、不用家具等の展示、販売などがあります。

(2) 生ごみの排出抑制

コンポスト化容器のあっせんと家庭用生ごみ処理機およびコンポスト化容器の購入助成を実施しています。

(3) 不用品の活用（再使用）

リサイクルマーケットの支援や大型生活用品リサイクル情報掲示板の『譲ります』『譲ってください』を区民に利用してもらい、家庭で使わなくなったものを再使用してもらうように支援しています。

《リサイクルを進める》

(1) 再生資源のリサイクル（再生利用）

集団回収事業は、資源回収の最も効率的な回収事業です。町会・自治会、子ども会、管理組合など区民の自主的な団体は、登録団体として申請できます。

区は、登録団体が回収した資源の量に応じて報奨金を支給するなど様々な支援を行っています。

区が行っている資源回収（行政回収）の回収品目は、古紙（新聞、雑誌等）、容器包装プラスチック、びん、缶、ペットボトル、乾電池、古着・古布、廃食用油などで、回収場所を指定して集めています。

(2) 区立施設におけるリサイクルの推進

区は、区の事業活動に伴って発生する廃棄物の再利用を図るために、区立施設の古紙等、びん・缶、ペットボトル、トレイ、乾電池、蛍光管、給食提供施設の生ごみと廃食用油を回収し、資源化しています。

《ごみの適正処理を進める》

(1) ごみの出し方と収集方法

ごみの収集は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの3区分で行っています。

可燃ごみは、週2回の収集です。不燃ごみは、月2回の収集です。

粗大ごみは、概ね30cm角以上のもので『粗大ごみ受付センター』に申し込み、指定された金額の粗大ごみ処理券を貼付して出すこととなります。なお、区が収集しな

いものとしては、洗濯機、テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、衣類乾燥機、家庭系パソコンがあります。これらの品目は、各メーカー等のリサイクルルートで処理することになります。

(2) 高齢者等へのサービス（戸別訪問収集）

65歳以上の方のみの世帯または障害のある方のみの世帯で、ごみ出しが困難で身近な方に協力が得られない場合は、玄関先まで取りに伺っています。

(3) 集積所の適正管理

区民の方々が集積所を清潔に管理できるように、資源・ごみの排出指導や防鳥用ネット、立体型防鳥用ネットの貸し出しを行っています。また、集積所の廃止や分散などの相談にも応じています。

《東日本大震災による宮城県女川町の災害廃棄物受入れ》

東日本大震災に伴い発生した宮城県女川町の災害廃棄物について、被災地の早期復興を進めるため、平成23年11月に特別区長会、女川町、東京都、宮城県の4者で宮城県女川町の災害廃棄物を23区内の全清掃工場で焼却処理し、その焼却灰について都埋立処分場で処分することについて、基本合意しました。

災害廃棄物の受け入れに先立ち、区では、平成24年2月に住民説明会を2回(参加人数109名)開催しました。

区内の光が丘清掃工場では、平成24年6月25日から7月7日(日曜日を除く)までの期間に232.68t(1日平均19.39t)を受け入れました。

また、清掃工場での受け入れにあたり、清掃一組では焼却中に焼却灰や排ガスなどの放射能濃度や搬入前、焼却中(2回)および搬入終了後に清掃工場の敷地境界で空間放射線量率を測定しました。

区でも初めての受け入れにあたり、受入期間中の毎日および搬入前、搬入後に清掃工場の敷地境界で空間放射線量率を測定し、その日のうちに測定結果をホームページに掲載しました。